

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

第三者行為災害における支給調整事務の一部改正について

第三者行為災害における支給調整事務を迅速かつ適正に行うため、関係団体と協議を行ってきたところであるが、今般、従来の取扱いの一部を下記のとおり改正することとしたので、平成8年4月1日以降における事務処理については、本通達によって処理することとされたい。

記

1 求償に伴う事務手続について

(1) 保険会社等に対して求償する場合の考え方について

労災保険給付に伴い、労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)第12条の4第1項に基づき、第一当事者(被災者)及び遺族等の請求権者(以下「第一当事者等」という。)から国が取得する権利は、第二当事者(相手方)及び使用者又は運行供用者等損害賠償責任を有する者(以下「第二当事者等」という。)に対する損害賠償請求権だけではなく、自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済(以下「自賠責保険」という。)を取り扱っている損害保険会社又は都道府県共済農業協同組合連合会(以下「保険会社等」という。)に対する被害者請求権並びに自動車保険及び自動車共済(以下「任意保険」という。)を取り扱っている保険会社等に対する請求権者の直接請求権も含むものである。この場合、保険会社等と第二当事者等は、国に対してそれぞれ不真正連帯債務を負う関係に立つことになり、第三者行為災害における国の求償権の行使は、保険会社等と第二当事者等に対して同時に行うことが可能である。

したがって、今後は、保険会社等により確実に支払いが行われる見込みがある等の事情が認められる場合には、保険会社等に対して第二当事者等よりも優先して納入告知書を送付することとする。

ただし、都道府県労働基準局(以下「局」という。)が保険会社等に対し納入告知を行った後に、第二当事者等から任意保険を用いず自己負担する旨連絡があった場合、及び示談代行のない任意保険と契約している第二当事者等が自らへの求償を希望している旨保険会社等又は当該第二当事者等から連絡があった場合には、求償事務を円滑に進める観点から、局は納入告知書を第二当事者等に対して別途送付することとする。

(2) 同意書に係る手続の廃止について

従来、保険会社等に対して求償を行う際には、国は第二当事者より同意書の提出を求め、当該同意書の写しを送付する等の事務処理を行っていたところであるが、国の求償権の行使は、労災保険給付に伴い国が第一当事者等より取得した自賠責保険を取り扱っている保険会社等

に対する被害者請求権と任意保険を取り扱っている保険会社等に有するものである。したがって、今後は第二当事者に対して同意を求める等の手続を経ることなく保険会社等に対して直接求償することとする。

なお、これに伴い従来同意書に係る事務処理は廃止する。

### (3) 納入告知書のあて名について

保険会社等に対して局が納入告知書を送付する際には、従来は納入告知書のあて先を第二当事者名としていたところであるが、今後は納入告知書には保険会社等の名称を記載することとする。

なお、督促手続についても同様の取扱いとする。

## 2 自賠責保険及び任意保険と労災保険との支払事務の調整について

自賠責保険による保険金の支払いと労災保険給付との支払事務の調整については、自賠責保険による保険金の支払いを労災保険給付に先行させるよう取り扱うのが原則(以下「自賠先行の原則」という。)であるが、第一当事者等が労災先行を希望する場合には、労災保険給付を自賠責保険による保険金の支払いよりも先行させているところである。

しかしながら、保険会社等と労働基準監督署(以下「署」という。)の連携が十分に図られなかったような事案において、第一当事者等に対して自賠責保険又は任意保険と労災保険が重複して支払われた結果、第一当事者等より重複てん補分を回収しなければならないという困難な問題が現実には発生していることから、重複てん補の防止を図る必要性が生じている。

そのため、同一の損害について第一当事者等より労災保険給付の請求と保険会社等に対する被害者請求等が重複して行われた場合には、自賠先行の原則を踏まえながら、第一当事者等の意向を確認した上で事務処理を行うという従来の考え方は維持しつつ、迅速に処理を進め、併せて損害の重複てん補を防止するという観点から、署は保険会社等と密接に連携を図りながら次の要領で事務処理を行うこととする。

① 保険会社等から署に対し、第一当事者等より被害者請求等が行われていない旨回答がなされた後に被害者請求等が行われた場合には、保険会社等から署に対しその旨連絡がなされるが、その連絡が行われた時点で労災保険給付が既に行われていた場合には、その価額の限度において既に第一当事者等の権利を国が取得していることから、保険会社等において支給調整を行うこととなるので、署は労災保険給付を継続して行い、局は保険会社等に対して求償することとする。

この場合、第一当事者等が保険会社等へ入った保険金の支払請求の中には、慰謝料等労災保険の給付対象としていない損害が含まれることもあるが、このような事案で労災保険からの求償と第一当事者等よりの慰謝料等の請求の合計額が保険会社等の支払限度額を超過する場合には、保険会社等は国と第一当事者等に対して按分比例して支払いを行うこととなるので留意すること。

② 保険会社等から上記①の連絡が行われた時点で労災保険給付が行われていなかった場合及び保険会社等が署に対し第一当事者等より被害者請求等が行われているが未だ支払いを行っていない旨の回答を行った場合には、署と保険会社等は速やかに協議を行うこととする。

この場合、第一当事者等より署に対して労災保険給付の請求が既に行われていることから、保険会社等においてもそうした状況を踏まえて損害の重複てん補を防止するための措置を講じることになるが、署においても保険会社等と連携を図りつつ、第一当事者等の意向を速やかに確認し事務処理を進めること。

## 3 保険会社等に対する照会手続について

(1) 保険会社等の回答に係る督促状の様式化等について

保険会社等に対しては、従来より、保険金支払いの有無及び当事者の過失割合についての意見等について文書で照会を行い、その回答を参考にして支給調整事務を行ってきたところである。

しかしながら、保険会社等からの回答が遅れ、署又は局における事務処理が遅延する事案も少なくないことから、今後は保険会社等に対する照会文(様式第5号)には原則として2週間の回答期限を設けることとする。

また、併せて回答期限までに保険会社等より回答がなかった場合における保険会社等に対して送付する文書(様式第7号)を新たに様式化し、その文書にも原則として2週間の回答期限を記載することとする。

(2) 過失割合に関する調査等の省略について

自賠償保険と任意保険の支払いを一括して行う取扱い(以下「任意一括扱い」という。)が成立している事案において、局が求償した額と第一当事者が被害者請求権等を行使できる金額の合計額が自賠償保険金額以下であることが明確であると判断される場合には、第一当事者に重過失が認められるものを除き、署は当事者の過失割合に関する調査及び保険会社等に対する照会手続を省略することとし、局は過失割合を記載せずに保険会社等に対して納入告知を行うこととする。

4 求償に伴う予告通知手続の廃止等について

求償事案においては、署が給付内訳を記載した予告通知書を第二当事者等に対して送付するとともに、その写しを保険会社等に対しても送付しているところである。これは、求償事務を円滑に進めるため、納入告知を行う前にあらかじめ求償見込額を明らかにした予告を行っているものである。

しかしながら、現在は、求償先のほとんどが保険会社等となっており、局と保険会社等の間に限って見た場合には、あらかじめ納付内訳を記載して求償の予告を行う必要性は少ないものと考えられる。また、保険会社等に対して求償を行う場合には、事前に第二当事者等に対して給付内訳を記載した予告通知書を送付する必要性も乏しいと考えられる。このため、今後は、保険会社等に対して求償する事案については、求償に伴う事務処理を簡素化するため予告通知手続は廃止することとする。

一方、自賠償保険や任意保険の支払対象とならない災害については、局は第二当事者等に対して求償を行うこととなるが、従前どおり求償を行う前に給付内訳を記載した予告通知書を第二当事者等に対して送付することが求償事務を円滑に進める上で有効であることから、第二当事者等に対して求償を行うこととなる事案についてのみ署は事前に第二当事者等に対して予告通知書(様式第8号)を送付することとする。

5 念書の取扱いについて

自賠償保険に対して求償する際には、従来第一当事者等より提出された念書の写しを添付することとしたが、今後は求償事務の簡素化を図るという観点から、念書の写しを送付するという取扱いは廃止することとする。

なお、第一当事者等が軽率な示談を行うことによって局及び署の事務処理が混乱することを防止するため、念書には、示談の内容によっては保険給付を受けることができない場合があることについても新たに明記することとしたので、特に留意して第一当事者等に対する指導を行うこと。

6 再発事案における支給調整について

再発事案についても、今後は支給調整の対象とする。

ただし、再発に係る労災保険給付に先立って第一当事者等が損害賠償金を受領している場合には、その損害賠償金が再発により生じた損害について支払われた場合に限りその額を控除して保険給付を行うこととする。

## 7 求償権の行使の差し控えについて

### (1) 求償権の行使の差し控えについて

第三者行為災害において第一当事者等に対して労災保険給付を行った場合には、労災保険法第12条の4第1項の規定に基づき、国は求償権を取得することとなるが、求償権の取得は同時に国の債権の発生となり、国の債権の管理等に関する法律に基づく債権管理が必要となる。

したがって、求償権を取得した事案については財政上最も国の利益に適合するように処理することが求められることとなるが、一方、取得した求償権はすべて行使することが義務付けられているものではなく、一定の合理的な理由があつて明確な基準に沿って処理が行われる限りにおいては、歳入徴収官の裁量によって求償権の行使を差し控えることも可能である。

求償権の行使を差し控える場合の基準については、「第三者行為災害事務取扱手引」(平成2年3月31日付け基発第185号)等に明示されているところであるが、今般その差し控えを行う理由を次の(2)のとおり一部整理変更することとする。

なお、次の(2)及び(3)に記載されている事項以外については従前どおりの考え方である。

### (2) 求償権の行使の差し控えの考え方について

#### イ 同一の作業場で作業を行う、事業主を異にする労働者の加害行為による災害

同一の作業場で作業を行う、事業主を異にする労働者の加害行為による災害については、同一の作業場で作業を行っている限りにおいては、第一当事者を雇用する事業主と第二当事者を雇用する事業主は、常に立場が逆転する可能性があり相互に損害賠償責任を負う危険性を共有していると考えられることから、求償権の行使を差し控えることとする。

なお、相互に危険性を共有している限りにおいては、日常的に作業をともにしている必要はないものであること。

また、元請負人と下請負人の関係も同様の考え方により、同一の作業場で作業を行い、相互に危険性を共有していると認められる場合には、求償権の行使を差し控えることとする。

#### ロ 直系血族及び同居の親族の加害行為による災害

生活共同体や家族生活の維持という観点からみると、直系血族及び同居の親族は一般的に第一当事者の収入により生活の全部又は一部を営むかあるいは営む可能性が高い関係にあると考えられるので、第一当事者と生計維持関係にある同居の親族又は第一当事者が民法第877条第1項に規定する絶対的扶養義務を負う直系血族及び兄弟姉妹の場合には、求償権の行使を差し控えることとする。

#### ハ 労働者派遣法に基づく派遣労働者と派遣先事業場に所属する労働者間の災害

派遣元事業主より派遣されて派遣先事業場において就労する労働者と派遣先事業場に雇用される労働者とは、同一の事業場又は作業場において業務を行っているのが通常であり、上記イの場合と同様の考え方により求償権の行使を差し控えることとする。

#### ニ 第二当事者等が無資力の場合

第二当事者等が無資力で求償を行ったとしても、結果的に徴収停止、免除等の措置を移行することが見込まれる事案にあつては、求償に伴う事務処理を省略することがむしろ合理的であると考えられることから、求償権の行使を差し控えることとする。

(3) 求償権の行使の一部差し控えについて

求償権の行使の一部差し控えという取扱いについては、これを廃止することとし、従来求償を一部差し控えていた事案については、上記7の(2)のイ又はハに該当する場合にあっては、全部差し控えの取扱いを行うこととする。

8 介護(補償)給付の取扱いについて

介護(補償)給付の給付内容及び民事損害賠償との支給調整の考え方については、平成8年3月1日付け基発第95号をもって指示したところであり、介護(補償)給付について支給調整事務を行うに当たっては、他の保険給付と同様に取り扱うこと。

9 第三者行為災害届が提出されない場合の保険給付の一時差し止めについて

第三者行為災害届は、労災保険法施行規則第22条に基づき第一当事者等から提出される届出で第二当事者に関する事項や災害発生状況等を記載するものであるが、第三者行為災害における支給調整事務を適正に行うためには必要不可欠な書類である。

しかしながら、事案によっては第三者行為災害届が第一当事者等より提出されず、あるいは大幅に遅れて提出されたため、災害発生状況の確認や第一当事者等の損害賠償金の受領の有無、あるいは保険会社等に対する被害者請求権等の行使の有無等について必要な情報が得られず、事務処理が遅延する事案が生じているところである。このため、正当な理由がなく、電話及び文書による督促にもかかわらず第三者行為災害届を提出しない第一当事者等については、労災保険法第47条の3に基づき、労災保険給付を必要に応じて一時差し止めることとする。

10 様式の改正等について

第三者行為災害に係る支給調整事務の簡素・合理化を図るという観点から、従来関係通達において定めていた様式について廃止、統合等を行い、別添のとおり新たに様式を定めることとする。

11 保険会社等に求償する際に添付する書類について

保険会社等に対して求償する場合、納入告知書以外に送付する書類は、原則として次に掲げるものとする。

イ 「第三者行為災害による損害賠償の請求について」(様式第2号(4))

ロ 「交通事故証明書」

ただし、交通事故証明書がない場合は、「交通事故発生届」(様式第3号)

ハ 「第三者行為災害届」(届その1~届その4)

ただし、第三者行為災害届がない場合は、「第三者行為災害報告書」(報告書その1~報告書その2)

ニ 第一当事者が死亡した場合は、「死亡診断書」又は「死体検案書」

ホ 第一当事者が死亡した場合は、「戸籍謄本」

なお、第一当事者等より保険会社等に対して提出されている書類については改めて添付する必要はない。

12 関係通達の改廃について

(1) 関係通達の廃止について

上記改正に伴い、次の通達を廃止する。

イ 昭和34年8月26日付け基発第592号

ロ 昭和34年10月21日付け基発第720号

ハ 昭和35年11月2日付け基発第933号

ニ 昭和37年2月19日付け基発第144号

ホ 昭和47年7月19日付け基発第454号

(2) 関係通達の改正について

上記改正に伴い、次に掲げる通達の各部分を削除する。

- イ 昭和32年7月2日付け基発第551号記の2の(2)
- ロ 昭和33年2月4日付け基発第70号記の2, 3, 4, 5, 7及び8
- ハ 昭和35年11月2日付け基発第934号記の2の(1)
- ニ 昭和41年6月17日付け基発第610号記の1及び2のうち「また、再発にかかる年金の給付については、災害発生後3年以内に支給すべき分についても損害賠償との調整を行わないこと。」の部分
- ホ 昭和41年8月30日付け基発第936号記の2, 4及び6
- ヘ 昭和41年12月16日付け基発第1305号記の2, 4及び7
- ト 昭和55年5月8日付け基発第237号別添の様式第1号
- チ 昭和60年4月25日付け基発第234号記の1
- リ 昭和63年3月16日付け基発第162号記の1の(1)のロ、ハ、ニ、ホ及び(2)
- ヌ 昭和63年3月28日付け基発第190号記の2

(3) 第三者行為災害事務取扱手引について

第三者行為災害事務取扱手引については、「第三者行為災害事務取扱手引の改訂について」(平成2年3月31日付け基発第185号)により通達しているところであるが、同通達の改正について平成8年度に追って通達することとしているので、それまでの間は、本通達による取扱いと接触する部分については本通達により取り扱うこととされたい。

(様式は省略)

(参考資料1)

今回の事務手続の改正により改廃される通達一覧表

年月日	番号	改 正 さ れ る 部 分
昭和32. 7. 2	基発第 651号	記の2の2)
33. 2. 4	基発第 70号	記の2、3、4、5、7及び8
33. 8. 26	基発第 592号	全文
34. 10. 23	基発第 720号	全文
35. 11. 2	基発第 933号	全文
35. 11. 2	基発第 934号	記の2の1)
37. 2. 19	基発第 144号	全文
41. 6. 17	基発第 610号	記の1及び2のうち再発に係る部分
41. 8. 30	基発第 936号	記の2、4及び6
41. 12. 16	基発第1305号	記の2、4及び7
47. 7. 19	基発第 454号	全文
55. 5. 8	基発第 237号	図添の様式
60. 4. 25	基発第 234号	記の1
61. 3. 16	基発第 162号	記の1(ロ)及び(ハ、ニ、ホ及びウ)
63. 3. 28	基発第 190号	記の2

第三者行為災害に係る事務処理の新旧対照表[1/5]

第三者行為災害に係る事務処理の新旧対照表

旧法・旧法の見直し	改正法の見直し	備考
<p>1 不慮の被害に罹り、債権者等に對して、債権の行使が困難な場合の取扱いについて</p> <p>(1) 債権者は債権者に對して、債権の行使が困難な場合の取扱いについて</p> <p>第22条 債権者は債権者に對して、債権の行使が困難な場合の取扱いについて</p> <p>第23条 債権者は債権者に對して、債権の行使が困難な場合の取扱いについて</p> <p>第24条 債権者は債権者に對して、債権の行使が困難な場合の取扱いについて</p> <p>第25条 債権者は債権者に對して、債権の行使が困難な場合の取扱いについて</p>	<p>第22条 債権者は債権者に對して、債権の行使が困難な場合の取扱いについて</p> <p>第23条 債権者は債権者に對して、債権の行使が困難な場合の取扱いについて</p> <p>第24条 債権者は債権者に對して、債権の行使が困難な場合の取扱いについて</p> <p>第25条 債権者は債権者に對して、債権の行使が困難な場合の取扱いについて</p>	<p>記号1の(1)</p> <p>記号1の(2)</p> <p>記号1の(3)</p>
<p>2 債権者が債権者に對して、債権の行使が困難な場合の取扱いについて</p> <p>第26条 債権者は債権者に對して、債権の行使が困難な場合の取扱いについて</p> <p>第27条 債権者は債権者に對して、債権の行使が困難な場合の取扱いについて</p> <p>第28条 債権者は債権者に對して、債権の行使が困難な場合の取扱いについて</p> <p>第29条 債権者は債権者に對して、債権の行使が困難な場合の取扱いについて</p> <p>第30条 債権者は債権者に對して、債権の行使が困難な場合の取扱いについて</p>	<p>第26条 債権者は債権者に對して、債権の行使が困難な場合の取扱いについて</p> <p>第27条 債権者は債権者に對して、債権の行使が困難な場合の取扱いについて</p> <p>第28条 債権者は債権者に對して、債権の行使が困難な場合の取扱いについて</p> <p>第29条 債権者は債権者に對して、債権の行使が困難な場合の取扱いについて</p> <p>第30条 債権者は債権者に對して、債権の行使が困難な場合の取扱いについて</p>	<p>記号2</p>

第三者行為災害に係る事務処理の新旧対照表[2/5]



場 合 ・ 項 目 の 概 要	特 原 法 の 概 要	特 原 法 の 概 要	特 原 法 の 概 要
<p>3 保険会社等に対する賠償手続について</p> <p>(1) 保険会社等の賠償請求は、損害賠償請求の請求権に基づいて</p> <p>保険会社等への賠償請求は、損害賠償請求に基づいて行われるが、また賠償請求は、損害賠償請求に基づいて行われる。</p> <p>(2) 賠償請求は、損害賠償請求に基づいて行われる。</p>	<p>賠償請求は、損害賠償請求に基づいて行われる。</p> <p>賠償請求は、損害賠償請求に基づいて行われる。</p> <p>賠償請求は、損害賠償請求に基づいて行われる。</p>	<p>賠償請求は、損害賠償請求に基づいて行われる。</p> <p>賠償請求は、損害賠償請求に基づいて行われる。</p> <p>賠償請求は、損害賠償請求に基づいて行われる。</p>	<p>賠償請求は、損害賠償請求に基づいて行われる。</p> <p>賠償請求は、損害賠償請求に基づいて行われる。</p> <p>賠償請求は、損害賠償請求に基づいて行われる。</p>
<p>4 賠償請求手続の停止等について</p> <p>賠償請求手続の停止等については、賠償請求手続の停止等について</p> <p>賠償請求手続の停止等については、賠償請求手続の停止等について</p>	<p>賠償請求手続の停止等については、賠償請求手続の停止等について</p> <p>賠償請求手続の停止等については、賠償請求手続の停止等について</p> <p>賠償請求手続の停止等については、賠償請求手続の停止等について</p>	<p>賠償請求手続の停止等については、賠償請求手続の停止等について</p> <p>賠償請求手続の停止等については、賠償請求手続の停止等について</p> <p>賠償請求手続の停止等については、賠償請求手続の停止等について</p>	<p>賠償請求手続の停止等については、賠償請求手続の停止等について</p> <p>賠償請求手続の停止等については、賠償請求手続の停止等について</p> <p>賠償請求手続の停止等については、賠償請求手続の停止等について</p>
<p>5 賠償請求の停止等について</p> <p>賠償請求の停止等については、賠償請求の停止等について</p> <p>賠償請求の停止等については、賠償請求の停止等について</p>	<p>賠償請求の停止等については、賠償請求の停止等について</p> <p>賠償請求の停止等については、賠償請求の停止等について</p> <p>賠償請求の停止等については、賠償請求の停止等について</p>	<p>賠償請求の停止等については、賠償請求の停止等について</p> <p>賠償請求の停止等については、賠償請求の停止等について</p> <p>賠償請求の停止等については、賠償請求の停止等について</p>	<p>賠償請求の停止等については、賠償請求の停止等について</p> <p>賠償請求の停止等については、賠償請求の停止等について</p> <p>賠償請求の停止等については、賠償請求の停止等について</p>

第三者行為災害に係る事務処理の新旧対照表[3/5]

適用、執行の負担の仕方	改正後の負担の仕方	備考
<p>所有権に基づいては、更新期間の起算をほりし ない。</p> <p>1 承継者の行使の遅し遅大について</p> <p>2 承継者行使の遅し遅大について</p> <p>3 承継者の行使を著し及んも場合の遅れについて （「第五項行使又は更新請求権利行使（権利行使等）等に明示されている。</p> <p>4 承継者行使の遅し遅大の消え方について</p> <p>イ 前〜の行使及び時で行使を行う、更新を請求する 承継者の行使行為による更新の権利</p> <p>ウ 承継者の行使行為が承継者の承継者に初めて 行われた場合、A 承継者とB 承継者の承継等々 の間に発生した更新請求権利が認められる場合は、A 承継者が、A 承継者に承継権利を行使する、A 承継者 の承継者、A 承継者に承継権利を行使する、A 承継者 の承継者など、A 承継者に承継権利を受けられるため、承継者の 行使を遅し遅大</p> <p>ロ 承継者行使及び更新の権利が消えたと見做 る場合</p> <p>第三項行使が認められた場合には、更新（消滅） 権行使が遅し遅大であることがあり、承継者の 行使を遅し遅大</p> <p>ハ 承継者承継法に基づく承継の権利を承継 者に帰属する承継者の承継の権利</p>	<p>高倉買取については強制執行として支店買取の対応とす るが、買取については、再買取分について買取買取 買取して買取している場合に限る。</p> <p>承継者の行使を著し遅える買取を一応買取買取とする。</p> <p>A 買取買取と買取買取は買取買取買取買取買取買取 買取して買取買取と買取買取買取買取買取買取買取 で買取買取の買取買取買取買取買取買取買取</p> <p>買取買取を買取買取買取買取買取買取買取買取 買取買取買取買取買取買取買取買取買取買取買取 買取買取買取買取買取買取買取買取買取買取買取 買取買取買取買取買取買取買取買取買取買取買取</p>	<p>取のり 取のり 取のり</p>

第三者行為災害に係る事務処理の新旧対照表[4/5]

事項	改正後の取扱い方法	新旧の取扱い方法
記の7の2のイ	<p>経過労働費と経過労務に所属する労働者とは、同一事業場又は同一業務場において業務を行って居るものとする。上記イと経緯の考え等によって労務費の計上を要し得る。</p>	<p>経過労働費と経過労務に所属する労働者とは、同一事業場又は同一業務場において業務を行って居るものとする。上記イと経緯の考え等によって労務費の計上を要し得る。</p>
記の7の2のロ	<p>第二労働者が労務費で労務費を行つたとしても労務費明細書の作成に労務費を移すことが認められる場合は、労務費に於いて労務費の計上を要し得る。</p>	<p>第二労働者が労務費で労務費を行つたとしても労務費明細書の作成に労務費を移すことが認められる場合は、労務費に於いて労務費の計上を要し得る。</p>
記の7の2のハ	<p>労務費の計上を要し得るという取扱いは従来より同様であるが、労務費の計上を要し得るという取扱いは従来より同様であるが、労務費の計上を要し得るという取扱いは従来より同様である。</p>	<p>労務費の計上を要し得るという取扱いは従来より同様であるが、労務費の計上を要し得るという取扱いは従来より同様である。</p>
記の8	<p>労務費の計上を要し得るという取扱いは従来より同様であるが、労務費の計上を要し得るという取扱いは従来より同様である。</p>	<p>労務費の計上を要し得るという取扱いは従来より同様であるが、労務費の計上を要し得るという取扱いは従来より同様である。</p>

第三者行為災害に係る事務処理の新旧対照表[5/5]

項目・執行の概観	改正法の取扱い方法	備考
<p>11. 第三者行為災害が原因とならない場合の賠償金</p> <p>第三者行為災害が第一損害者等から発生しない場合、前記賠償法第14条の賠償金は、前記賠償法第14条の規定により、賠償金として扱われず、賠償金として扱われない。</p>	<p>名義(賠償)附保に係る第三者行為災害については、前記賠償法と同等に扱う。</p>	<p>記の9</p>
<p>12. 株式の改正等について</p>	<p>事務記録の記載・台帳化を要するとして認められ、改正法の規定により認められる。また、改正法第14条の規定により認められる。具体的には、証券簿録上に記載されているとあり、</p>	<p>記の10</p>
<p>13. 保険会社等に請求する額に該当する書類について</p> <p>請求書類は提出を求めないため、形式的に提出を求めない。また、その他の書類の提出を求めない。</p>	<p>保険会社等に請求する額の証明書類を添付として提出する。</p>	<p>記の11</p>
<p>14. 賠償請求の改善について</p>	<p>今回の改正により改善する点等を列挙している。また、「第三者行為災害賠償法第14条」は改正前の規定は改正前の規定と同等とされているので、それまでの賠償金は改正前の規定と同等とされている。本項等に要する。</p>	<p>記の12</p>

第三者行為災害関係様式新旧対比表[1/2]

第三者行為災害関係様式新旧対比表

(参考資料3)

注 記 欄	注 記 欄
「令 書」 昭和三十九年五月八日付（昭和三十九年令第37号）	「令 書」（昭和三十九年）
「損害賠償請求書」（昭和三十九年） 平成二年三月三十一日付（昭和三十九年令第205号）	「損害賠償請求書」 「損害賠償請求書（別紙）」 「損害賠償請求書（別紙）」 昭和三十九年四月二十五日付（昭和三十九年令第234号）
「損害賠償請求書（別紙）」 昭和三十九年四月二十五日付（昭和三十九年令第234号）	「損害賠償請求書（別紙）」 昭和三十九年四月二十五日付（昭和三十九年令第234号）
「第三者行為災害による損害賠償請求書（別紙）」 昭和三十九年三月三十一日付（昭和三十九年令第205号）	「第三者行為災害による損害賠償請求書（別紙）」 昭和三十九年三月三十一日付（昭和三十九年令第205号）
「損害賠償請求書（別紙）」 昭和三十九年四月二十五日付（昭和三十九年令第234号）	「損害賠償請求書（別紙）」 昭和三十九年四月二十五日付（昭和三十九年令第234号）
「第三者行為災害による損害賠償請求書（別紙）」 昭和三十九年三月三十一日付（昭和三十九年令第205号）	「第三者行為災害による損害賠償請求書（別紙）」 昭和三十九年三月三十一日付（昭和三十九年令第205号）
「自賠責保険損害賠償請求書（別紙）」 昭和三十九年一月十九日付（昭和三十九年令第154号）	「自賠責保険損害賠償請求書（別紙）」 昭和三十九年一月十九日付（昭和三十九年令第154号）
「損害賠償請求書」 平成二年三月三十一日付（昭和三十九年令第205号）	「損害賠償請求書」 昭和三十九年三月三十一日付（昭和三十九年令第205号）
「第三者行為災害による損害賠償請求書（別紙）」 平成二年三月三十一日付（昭和三十九年令第205号）	「第三者行為災害による損害賠償請求書（別紙）」 昭和三十九年三月三十一日付（昭和三十九年令第205号）
「損害賠償請求書（別紙）」 昭和三十九年三月三十一日付（昭和三十九年令第205号）	「損害賠償請求書（別紙）」 昭和三十九年三月三十一日付（昭和三十九年令第205号）
「自賠責保険損害賠償請求書（別紙）」 昭和三十九年三月三十一日付（昭和三十九年令第205号）	「自賠責保険損害賠償請求書（別紙）」 昭和三十九年三月三十一日付（昭和三十九年令第205号）
「損害賠償請求書（別紙）」 昭和三十九年三月三十一日付（昭和三十九年令第205号）	「損害賠償請求書（別紙）」 昭和三十九年三月三十一日付（昭和三十九年令第205号）
「損害賠償請求書の予備について」（昭和三十九年） 昭和三十九年四月二十五日付（昭和三十九年令第234号）	「損害賠償請求書の予備について」（昭和三十九年） 昭和三十九年四月二十五日付（昭和三十九年令第234号）
「損害賠償請求書」（昭和三十九年） 平成二年三月三十一日付（昭和三十九年令第205号）	「損害賠償請求書」（昭和三十九年） 昭和三十九年三月三十一日付（昭和三十九年令第205号）
「第三者行為災害による損害賠償請求書」（昭和三十九年） 平成二年三月三十一日付（昭和三十九年令第205号）	「第三者行為災害による損害賠償請求書」（昭和三十九年） 昭和三十九年三月三十一日付（昭和三十九年令第205号）
「第三者行為災害による損害賠償請求書」（昭和三十九年） 平成二年三月三十一日付（昭和三十九年令第205号）	「第三者行為災害による損害賠償請求書」（昭和三十九年） 昭和三十九年三月三十一日付（昭和三十九年令第205号）

第三者行為災害関係様式新旧対比表 [2/2]

設 定 項	使 用 法
「株式会社○○○ (代表取締役) 」 (平成2年3月31日現在) 資本金: 55万円	→ 「株式会社○○○ (代表取締役) 」
「株式会社○○○ (代表取締役) 」 (平成2年3月31日現在) 資本金: 55万円	
「株式会社○○○ (代表取締役) 」 (平成2年3月31日現在) 資本金: 55万円	→ 「株式会社○○○ (代表取締役) 」 (代表取締役)
「株式会社○○○ (代表取締役) 」 (平成2年3月31日現在) 資本金: 55万円	(注) 「株式会社○○○ (代表取締役) 」 (代表取締役) 「株式会社○○○ (代表取締役) 」 (代表取締役) 「株式会社○○○ (代表取締役) 」 (代表取締役) 「株式会社○○○ (代表取締役) 」 (代表取締役) (注) 「株式会社○○○ (代表取締役) 」 (代表取締役) 「株式会社○○○ (代表取締役) 」 (代表取締役) 「株式会社○○○ (代表取締役) 」 (代表取締役) 「株式会社○○○ (代表取締役) 」 (代表取締役) 「株式会社○○○ (代表取締役) 」 (代表取締役) (平成2年3月31日現在) 資本金: 55万円

※ 「株式会社○○○ (代表取締役) 」及び「株式会社○○○ (代表取締役) 」については、今後において、(代表取締役)に就任することとなるので、内閣府の届出が必要となる。